

平成二十三年政令第百六十七号

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援  
機構法施行令  
内閣は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用  
支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第五  
条第六項、第十七条第六項、第二十四条第二項及  
び附則第五条第四項の規定に基づき、この政令を  
制定する。

（評価委員の任命等）

**第一条** 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支  
援機構法（以下「法」という。）第五条第五項  
の評価委員は、必要な都度、次に掲げる者につ  
き厚生労働大臣が任命する。

一 財務省の職員 一人

二 厚生労働省の職員 一人

三 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支  
援機構（以下「機構」という。）の役員 一人

四 学識経験のある者 二人

五 法第五条第五項の規定による評価は、同項の  
評価委員の過半数の一一致によるものとする。

六 法第五条第五項の規定による評価に関する庶  
務は、厚生労働省職業安定局雇用開発企画課に  
おいて処理する。

（積立金の処分に係る承認の手続）

**第二条** 機構は、法第十七条第一項の承認を受け  
ようとするときは、次に掲げる事項を記載した  
承認申請書を厚生労働大臣に提出し、同項に規  
定する次の中期目標の期間の最初の事業年度の  
六月三十日までに、承認を受けなければならな  
い。

**一 法第十七条第一項の規定による承認を受け  
ようとする金額**

**二 前号の金額を財源に充てようとする業務の  
内容**

**三 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十  
三条）第六条第一項第三号**

**四 密集市街地における防災街区の整備の促進  
に関する法律（平成九年法律第四十九号）第  
三十三条第一項第三号**

**五 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六  
条第五項及び第六項、第二十二条第四項並び  
第六十六条第一項から第三項まで及び第  
五項**

**六 地域における歴史的風致の維持及び向上に  
関する法律（平成二十年法律第四十号）第十  
五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一  
項第三号**

**七 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十  
八号）第二十二条第二号（同令第二十四条に  
おいて準用する場合を含む。）**

**第一条** 第二条から第四条までにおいて「期間最後の  
事業年度」という。の事業年度末の貸借対照  
表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その  
他の厚生労働省令で定める書類を添付しなけれ  
ばならない。

（国庫納付金の納付の手続）

**第三条** 機構は、法第十七条第二項に規定する残  
余があるときは、同項の規定による納付金（以  
下この条から第五条までにおいて「国庫納付  
金」という。）の計算書に、当該期間最後の事  
業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最

後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納  
付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付し  
て、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の  
六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出  
しなければならない。ただし、前条第一項の承  
認申請書を提出したときは、これに添付した同  
条第二項に規定する書類を重ねて提出すること  
を要しない。

厚生労働大臣は、前項の国庫納付金の計算書  
及び添付書類の提出があつたときは、遅滞な  
く、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写  
しを財務大臣に送付するものとする。

**第四条** 国庫納付金は、当該期間最後の事業年度  
の次の事業年度の七月十日までに納付しなけれ  
ばならない。

（国庫納付金の納付期限）

**第五条** 国庫納付金は、厚生労働大臣が財務大臣  
に協議して定めるところにより、一般会計又は  
労働保険特別会計雇用勘定に帰属させるものと  
する。

（国庫納付金の帰属する会計）

**第六条** 次に掲げる法令の規定については、機構  
を国とみなして、これらの規定を準用する。

**一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第  
五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の  
七第一項**

**二 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和  
五十五年法律第三十四号）第十条第一項第  
三号**

**三 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十  
三条）第六条第一項第三号**

**四 密集市街地における防災街区の整備の促進  
に関する法律（平成九年法律第四十九号）第  
三十三条第一項第三号**

**五 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六  
条第五項及び第六項、第二十二条第四項並び  
第六十六条第一項から第三項まで及び第  
五項**

**六 地域における歴史的風致の維持及び向上に  
関する法律（平成二十年法律第四十号）第十  
五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一  
項第三号**

**七 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十  
八号）第二十二条第二号（同令第二十四条に  
おいて準用する場合を含む。）**

（施行期日）  
**第一条** この政令は、平成二十三年十月一日から  
施行する。

（控除する額の算定方法）  
**第二条** 法附則第五条第四項の規定により控除す  
る額は、毎事業年度、同項に規定する対象資産  
の処分に要する費用を勘案して定めるものとす  
る。

（国庫納付金の納付の手続等）  
**第三条** 機構は、法附則第五条第四項及び第七項  
の規定による納付金（以下「宿舎等勘定に係る  
国庫納付金」という。）を納付しようとすると  
きは、あらかじめ、当該宿舎等勘定に係る国庫  
納付金の計算書にこれららの規定による処分に係  
る契約書の写しその他厚生労働省令で定める書  
類を添付して、これを厚生労働大臣に提出しな  
ければならない。

厚生労働大臣は、前項の宿舎等勘定に係る国  
庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつた  
ときは、遅滞なく、当該宿舎等勘定に係る国庫  
納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣  
に送付するものとする。

**第二条** 厚生労働大臣は、前項の宿舎等勘定に係る国  
庫納付金の計算書にこれららの規定による処分に係  
る契約書の写しその他厚生労働省令で定める書  
類を添付して、これを厚生労働大臣に提出しな  
ければならない。

厚生労働大臣は、前項の宿舎等勘定に係る国庫  
納付金の計算書及び添付書類の提出があつた  
ときは、遅滞なく、当該宿舎等勘定に係る国庫  
納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣  
に送付するものとする。

**第三条** 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特  
別会計雇用勘定に帰属する。

**第四条** 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特  
別会計雇用勘定に帰属する。

**第五条** 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特  
別会計雇用勘定に帰属する。

**第六条** 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特  
別会計雇用勘定に帰属する。

**第七条** 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特  
別会計雇用勘定に帰属する。

**第八条** 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特  
別会計雇用勘定に帰属する。

**第九条** 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特  
別会計雇用勘定に帰属する。

**第十条** 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特  
別会計雇用勘定に帰属する。

**第十一条** 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特  
別会計雇用勘定に帰属する。

**第十二条** 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特  
別会計雇用勘定に帰属する。

**第十三条** 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特  
別会計雇用勘定に帰属する。

**第十四条** 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特  
別会計雇用勘定に帰属する。

**第十五条** 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特  
別会計雇用勘定に帰属する。

**第十六条** 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特  
別会計雇用勘定に帰属する。

**第十七条** 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特  
別会計雇用勘定に帰属する。

**第十八条** 宿舎等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特  
別会計雇用勘定に帰属する。